

評 価 証

第 0 1 0 0 2 号

【技術の名称】

汚濁拡散防止システム

1. 依 頼 者

法人の名称 五洋建設株式会社
住 所 東京都文京区後楽 2-2-8
法人の名称 大新土木株式会社
住 所 東京都中央区日本橋人形町 3-3-13

2. 評価の前提

評価の前提は、本技術の適用にあたって依頼者が推奨する方法で使用されるものとする。

3. 評価の範囲

評価の範囲は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発目標に対して、試験結果等により確認できる範囲とする。詳細は港湾関連民間技術の確認審査・評価報告書（第 0 1 0 0 2 号）に示す。

4. 評価の結果

一般財団法人沿岸技術研究センターが定める港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領に基づき、依頼のあった標記の技術について下記の内容を確認した。

- (1) 適応性については、従来工法との比較から、浅場造成、浚渫土の海面処分工事に適応可能であり、特に潮流の速い水域、及び大水深域への適用はその効果を十分に発揮できること。
- (2) 確実性については、水理模型実験、数値シミュレーション、現地試験結果により、在来土運船による直接投入方式に比べ、良好かつ確実な汚濁拡散防止機能が発揮できること。
- (3) 施工性については、在来土運船による直接投入方式に比べ、同程度の施工能力を保持できること。
- (4) 安全性については、在来工法と同様に、適切な安全対策が講じられていること。
- (5) 環境保全については、施工時の水質汚濁に関する常時観測により、周辺海域への影響が少ないこと。また、騒音・振動による環境上の影響についても殆ど無いこと。
- (6) 経済性については、施工水深、施工土量、当該システムの耐久年数等の因子に影響されるものの、水深 20 m 以上の大水深下では在来工法の適用が困難となるためその経済性が向上すること。

なお、評価証の有効期限は 5 年間とする。

平成 13 年 3 月 31 日 第 0 1 0 0 2 号
令和 8 年 3 月 31 日 第 5 回 更新

一般財団法人 沿岸技術研究センター
理 事 長 宮 崎 祥

